

**医科点数表第2章第10部手術の通則の5及び6に掲げる手術
(歯科点数表第2章第9部手術の通則の4に掲げる手術件数を含む)**

期間：令和7年1月1日～令和7年12月31日

区分及び手技名	件数(歯科以外)	件数(歯科)
(1) 区分1に分類される手術	4	0
ア、頭蓋内腫瘍摘出術等	0	0
イ、黄斑下手術等	4	0
ウ、鼓室形成手術等	0	0
エ、肺悪性腫瘍手術等	0	0
オ、経皮的カテーテル心筋焼灼術、肺静脈隔離術	0	0
(2) 区分2に分類される手術	6	0
ア、靱帯断裂形成手術等	0	0
イ、水頭症手術等	0	0
ウ、鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0	0
エ、尿道形成手術等	0	0
オ、角膜移植術	0	0
カ、肝切除術等	6	0
キ、子宮附属器悪性腫瘍手術等	0	0
(3) 区分3に分類される手術	0	87
ア、上顎骨形成術等	0	64
イ、上顎骨悪性腫瘍手術等	0	23
ウ、バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	0	0
エ、母指化手術等	0	0
オ、内反足手術等	0	0
カ、食道切除再建術等	0	0
キ、同種死体腎移植術等	0	0
(4) 区分4に分類される手術（腹腔鏡下、胸腔鏡下に行われる手術）	54	0
(5) その他の区分	2	0
ア、人工関節置換術	2	0
イ、乳児外科施設基準対象手術	0	0
ウ、ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	0	0
エ、冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0	0
オ、経皮的冠動脈形成術、経皮的冠動脈粥腫切除術及び経皮的冠動脈ステント留置術	0	0